

令和8年4月1日以降の施設貸切利用料金

スポーツ施設貸切利用料金

施設名	面積 (㎡)	青少年団体の利用				一般の利用			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
メインアリーナ (下段：半面使用)	1,410	13,310	13,310	16,720	34,670	26,620	26,620	33,440	69,340
サブアリーナ	490	4,590	4,590	5,610	11,830	9,070	9,070	11,000	23,310
フィットネススタジオ	110	1,080	1,080	1,430	2,870	2,170	2,170	2,750	5,670
マルチスタジオ全面 (ABC)	660	4,590	4,590	5,610	11,830	9,070	9,070	11,000	23,310
マルチスタジオA	220	1,930	1,930	2,310	4,930	3,750	3,750	4,620	9,690
マルチスタジオB (旧 柔道場)	220	1,930	1,930	2,310	4,930	3,750	3,750	4,620	9,690
マルチスタジオC (旧 剣道場)	220	1,930	1,930	2,310	4,930	3,750	3,750	4,620	9,690
アーチェリーフィールド		2,170	2,170	2,750	5,670	4,230	4,230	5,500	11,160
屋内温水プール		25mプール1コース 2h			1,570	25mプール1コース 2h			2,640
		初心者用プール 2h (全面)			3,500	初心者用プール 2h (全面)			6,160
		初心者用プール 2h (半面)			1,750	初心者用プール 2h (半面)			3,080

【単位：円(税込)】

- ※「青少年団体の利用」とは、22歳以下の方および大学生が過半数を占める4名以上の団体をいいます。
- ※「一般の利用」とは、23歳以上の方が4名以上の団体をいいます。
- ※時間帯区分 午前…9:00～ 午後…13:30～ 夜間…18:00～
- ※サブアリーナ、フィットネススタジオ、マルチスタジオおよびアーチェリーフィールドはプログラム等の実施時は貸切利用不可。
- ※屋内温水プールの貸切利用は、7月20日～8月31日の期間（一部夜間貸切可能時間がございませ）および当館が貸切利用に供しないと決定した期間を除きます。
- ※営利活動等の場合及び利用者が利用料金、参加料もしくは観覧料等を徴収する場合（利用料金、参加料もしくは観覧料等の徴収額が施設料金を超える場合）、あるいは物品販売を行う場合は、営利利用の扱いとなります。また、この場合の施設料金は一般料金の5割増し、ご宿泊料金は観光・出張・営利利用料金となります。
- （お客様からの事前の自己申告制となりますが、ご入金後に上記事項に該当すると判断された場合は差額をご請求致します。）
- ※各施設の貸切申し込みは3日前までとなります。（お振込みにて利用料金の支払いが可能な場合に限りませ。）

文化学習施設貸切利用料金

施設名	面積 (㎡)	青少年団体の利用				一般の利用			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
ミュージックスタジオA	53	1,400	1,400	1,800	3,600	2,800	2,800	3,600	7,200
ミュージックスタジオB	83	3,000	3,000	3,800	7,600	6,000	6,000	7,600	15,200
アクトーズスタジオ	70	2,000	2,000	2,500	5,000	4,000	4,000	5,000	10,000
クリエイションスペース	50	1,400	1,400	1,800	3,600	2,800	2,800	3,600	7,200
マルチホール	160	4,400	4,400	5,500	11,000	9,200	9,200	11,500	23,000
研修ルームA (和室)	66	1,400	1,400	1,800	3,600	2,800	2,800	3,600	7,200
研修ルームB	124	3,000	3,000	3,700	7,400	6,000	6,000	7,400	14,800
研修ルームC	53	1,200	1,200	1,400	2,800	2,400	2,400	3,000	6,000

【単位：円(税込)】

- ※「青少年団体の利用」とは、22歳以下の方および大学生が過半数を占める4名以上の団体をいいます。
- ※「一般の利用」とは、23歳以上の方が4名以上の団体をいいます。
- ※時間帯区分 午前…9:00～ 午後…13:30～ 夜間…18:00～
- ※営利活動等の場合及び利用者が利用料金、参加料もしくは観覧料等を徴収する場合（利用料金、参加料もしくは観覧料等の徴収額が施設料金を超える場合）、あるいは物品販売を行う場合は、営利利用の扱いとなります。また、この場合の施設料金は一般料金の5割増し、ご宿泊料金は観光・出張・営利利用料金となります。
- （お客様からの事前の自己申告制となりますが、ご入金後に上記事項に該当すると判断された場合は差額をご請求致します。）
- ※各施設の貸切申し込みは3日前までとなります。（お振込みにて利用料金の支払いが可能な場合に限りませ。）

令和8年4月1日以降のスポーツ施設個人利用料金

スポーツ施設の個人利用料金の改定はございません。